

平成21年6月19日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小網町18番20号

東洋精糖株式会社

取締役社長 佐々木 剛

第85回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第85回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第85期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
 2. 第85期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行による株券の電子化などに伴い、次のとおり定款の一部変更を行いました。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1章 総 則 第1条(商 号) 当社は東洋精糖株式会社 と称す。	第1章 総 則 第1条(商 号) 当社は東洋精糖株式会社 と称し、 <u>英文では Toyo Sugar Refining Co., Ltd. と表示する。</u>
第2条～第6条 (条文省略)	第2条～第6条 (現行どおり)

変 更 前	変 更 後
<p>第7条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は1,000株とする。 2. <u>当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は1,000株とする。 (削 除)</p>
<p>第9条 (単元未満株式についての権利) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第10条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条 (株式取扱規則) <u>当社の株主権行使の手続き及びその他の株式に関する取扱い並びに</u>手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び<u>株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿の作成及び備置き、その他の株主名簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第3章 株主総会 第12条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成3年6月27日改正) (平成6年6月29日改正) (平成10年6月26日改正) (平成13年10月1日改正) (平成14年6月27日改正) (平成15年6月26日改正) (平成18年6月23日改正)</p>	<p>第3章 株主総会 第11条～第50条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u> <u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p> <p>(昭和24年11月29日制定) (昭和49年12月27日改正) (昭和50年12月24日改正) (昭和52年12月27日改正) (昭和56年12月25日改正) (昭和58年12月22日改正) (昭和63年12月16日改正) (平成3年6月27日改正) (平成6年6月29日改正) (平成10年6月26日改正) (平成13年10月1日改正) (平成14年6月27日改正) (平成15年6月26日改正) (平成18年6月23日改正) <u>(平成21年6月19日改正)</u></p>

第2号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり佐々木 剛、下井田 隆、山口佳久、湯本 隆、青山正明、門脇 孝、依田康夫、秋山利裕、水本圭昭の9氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、秋山利裕および水本圭昭の両氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり金子武美、椿本春夫の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、金子武美氏は社外監査役であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり退任監査役深尾清純氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈すること、およびその具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議に一任することが承認可決されました。

以 上

なお、本定時株主総会終了後開催した取締役会において、次のとおり選定され就任いたしました。

代表取締役 取締役社長	佐々木	剛
専務取締役	下井田	隆
常務取締役	山 口	佳 久
常務取締役	湯 本	隆

また、本定時株主総会終了後開催した監査役会において、次のとおり選定され就任いたしました。

常勤監査役	金 子	武 美
常勤監査役	椿 本	春 夫